

警報発表時の対応等の変更について(お知らせ)

日頃は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、登校前に「暴風警報」や「暴風雪警報」が発表された場合等、平成30年度より、本市では、下記のように変更されました。また新たに始まった南海トラフに関する地震情報の対応を下記のように行いますので、ご確認をお願いします。

記

1 登校時の暴風警報発令についての変更

◆登校前に「暴風警報」や「暴風雪警報」が発表された場合の登校の基準が変わりました

ア 午前6時30分までに解除されたとき ⇒ 平常通り授業

イ 午前6時30分を過ぎ、午前9時までに解除されたとき

⇒ 午前11時から授業を開始する

※上記アとイは、原則です。解除後も登校に危険のある場合は、下記3悪天候の場合に準じます。

ウ 午前9時を過ぎても解除されないとき ⇒ 休校

↓ 変更

ア 午前6時00分までに解除されたとき ⇒ 平常通り授業

イ 午前6時00分を過ぎても、解除されないとき ⇒ 休校

2 「南海トラフ地震に関する情報」が発表された場合の対応

◆「南海トラフ地震に関する情報の発表」が始まりました

ア 異常現象が観測され、調査を開始したと発表された場合 基本的に平常通り

イ 地震発生の可能性が高いと判断し、発表された場合

① 登校前 自宅待機

② 在校中 引き取り下校